

第 34 回農業資材審議会農薬分科会 議事要旨

1 開催日時及び場所

日時： 令和 5 年 1 月 30 日（月） 15:00 ～ 15:45

場所： 農林水産省消費・安全局第 3 会議室（WEB 会議形式による開催）

2 出席委員（敬称略）

赤松美紀、有江力、梅田ゆみ、浦郷由季、小西良子、櫻井裕之、代田眞理子、
夏目雅裕、平沢裕子、本田卓、美谷島克宏、與語靖洋、天野昭子、大森茂、
小浦道子、坂真智子、住田明子、山本幸洋

3 会議の概要

（１）農薬取締法第 39 条の規定に基づく農業資材審議会農薬分科会での意見の聴取について

農林水産大臣より諮問を受けた、シンメチリンを有効成分として含む農薬の新規登録、ベンスルフロンメチルを有効成分として含む農薬の変更の登録及びグリホサート（グリホサートアンモニウム塩、グリホサートイソプロピルアミン塩、グリホサートカリウム塩及びグリホサートナトリウム塩）を有効成分として含む農薬の再評価に関し、「農薬の登録に係る意見の聴取について」（資料 3－1）、「農薬の変更の登録に係る意見の聴取について」（資料 3－2）、「農薬の再評価に係る意見の聴取について」（資料 3－3）及び「農薬の登録等に係る農林水産大臣からの諮問について（報告）」（資料 3－4）に基づき事務局より説明し、関係する部会で審議することについて了承された。

委員からの主な質問及び意見と事務局からの回答は以下のとおり。

（意見）シンメチリンの作用機作について、資料には「茎葉部の生長点の」と記載されているが、「茎葉部の成長点の」が正しいのではないか。

（回答）御指摘のとおりであり、修正する。（事務局）

（質問）シンメチリンの適用作物として、「つつじ類」のみが記載されているが、登録は非食用作物への適用のみか。

（回答）御指摘のとおり。

（質問）ベンスルフロンメチルを含む農薬は 100 剤以上あると思うが、資料 3－4 の 6 頁に記載されている、「ベンスルフロンメチルを有効成分として含む農薬一覧」には 1 剤しかないのは何故か。

（回答）今回、申請を受けているのは記載されている 1 剤のみである。ただし、原体に係る変更なので、他の製剤もおって申請されるものとする。

（質問）グリホサートについて、多数の製剤が再評価申請されているが、これらについて、どのような流れで評価されるのか。

（回答）今後の流れとして、まず、農薬の毒性については有効成分で評価される。その後、農薬の暴露については、個別の製剤について全ての使用方法で検討することになる。

(2) 予測式に分類していない使用方法についての使用者安全確保の考え方（報告）

農薬使用者安全評価部会の部会長より、「予測式に分類していない使用方法についての使用者安全確保の考え方（報告）」（資料４－１）及び「予測式に分類していない使用方法についての使用者安全確保の考え方（令和４年１２月１日 農業資材審議会農薬分科会農薬使用者安全評価部会決定）」（資料４－２）に基づき、部会における検討結果を説明し、了承された。

委員からの主な質問及び意見と事務局からの回答は以下のとおり。

- (質問) 種子等の浸漬について、使用後の残りの薬液の処理についても不浸透性手袋等の着用が必要と考えているのか。
- (回答) 薬剤の調製、施用、廃液の処理の全工程においてこれらの防護装備が必要と考えている。
- (質問) 種子処理について、「必ずしも取り扱う薬剤が少ないとはいえないこと」とあるが、薬剤の量の話と理解してよいか。具体的には、資料４－２の別紙４の２．の例５が該当するのか。
- (回答) 御理解のとおり。例５が必ずしも取り扱う薬剤の量が少ないといえないことの事例である。１日に散布できる圃場の面積は限られるが、種子処理については、所有する圃場に播種する種子を全量１日で処理することも想定できる。作物によっては、取り扱う薬剤の量が散布に比べて多くなることを示す事例として例５を載せている。
- (質問) 今回整理された使用方法の不浸透性手袋の着用等の措置は、現在の農薬の注意事項にも記載されているのか。たとえば、樹幹注入であれば、現時点でも、注意事項に不浸透性手袋の着用は記載されているのか。また、今回の整理を受けて、今後、農薬の使用者にはどのように周知されていくのか。
- (回答) これまでの考え方では、農薬の毒性に基づいて、不浸透性手袋の着用等を求めてきたところ。今後、再評価に当たってはリスク評価も踏まえて、防護装備が決まることとなるが、今回整理された使用方法のうち、たとえば樹幹注入については、不浸透性手袋の着用を被害防止方法とした上で登録を認めることとなる。
- (質問) 資料４－２にあるように、くん煙及び常温煙霧については、夕方密閉して処理し、翌朝開放してから入室することで安全性が担保されるとあるが、根拠はあるのか。
- (回答) くん煙及び常温煙霧については、これまでも施用中は入室せず、翌朝開放した後に入室するよう指導しているところ。また、資料４－２の別紙３のとおり、翌朝であれば気中濃度が十分下がっているとの知見もあり、翌朝に十分換気した後の入室で農薬使用者の安全性が担保され则认为している。
- (意見) 資料４－２の別紙２の使用方法の分類にない使用方法、たとえば、ベイト剤やディスペンサー、チューブ灌水による施用などについて、最新の情報を踏まえて、別紙２の分類を更新してはどうか。
- (回答) 現在の農薬登録の中に使用方法としてあるものを対象に今般の整理を行った。たとえば、チューブ灌水による施用については、薬液の形態により土壌

灌注や、より霧状であればスプリンクラ散布に分類されるものと想定されるが、現状は散布や土壌灌注としてリスク評価がなされることとなる。今後、スプリンクラ散布やチューブ灌水による施用などに限定した登録の申請があれば、個別に判断することを想定している。なお、封入された状態で使用する誘引剤等については、農薬の使用者の暴露がないものとして暴露量の推定の提出を不要としている。

(以上)